

○2020年度 具体的計画内容について

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

第2ターミナル国際線施設	ターミナル内施設における施設・設備・サイン等の課題・問題の調査の実施と改善の検討をします(2020年度～2021年度)
セルフバゲージドロップの設置	チェックインエリアにセルフバゲージドロップ(自動手荷物預け機)を設置して、航空機搭乗までの時間の短縮を図ります(2020年度～2021年度)
災害時の緊急避難について	災害時の要サポート者(怪我人を含む)の緊急避難について、マニュアルの策定をする。その際、取るべき行動が実践できること(行動マニュアル)に重きをおき、各会社・部署の責任者による机上訓練等を織り交ぜながら策定します(2019年度～2020年度)

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

目に見えない障害者対応	第3者が判別できない(目に見えない)障害をお持ちの方が安心して利用できる施設となるよう取り組みます。2020年度に具体的取り組み計画(内容)を策定し、2021年度に計画案の実施をします(2020年度～2021年度)
第2ターミナル国際線施設内の備品の活用	空港ビルが所有する車いす、ベビーカー等を航空会社と共用して旅客利便性の向上を図ります(2020年度)

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

AI案内コンシェルジュの導入	旅客への館内情報案内を中心とした多言語による24時間対応の応答案内機器を導入して、サービスの向上を図ります(2019年度～2021年度)
コミュニケーション支援ボードの改善	言語を使用せず指差しにてコミュニケーションが出来るツールの改善を図ります(2020年度)
一般エリアの点字マップの改修	第3ターミナルの拡張に伴う点字マップの改修をします(2020年度)

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

サービス介助士の資格取得	旅客サービスセンター新入社員(コンシェルジュ)については『サービス介助士資格』を取得させ、また、資格既得者については、サービス介助ステップアップ研修の実施をして技能・知識の向上を図ります(2020年度)
--------------	---

○2019年度計画書からの変更内容

タクシー乗り場の改善について	計画内容	現在、到着便が重なる時間帯、及び公共交通機関が終了する時間帯において、乗車待ち旅客用スペースが無い事から混乱をきたす場合がある。乗り場のスムーズな乗車を可能とするために改善を図ります(2019年度～2020年度)
	変更内容	2020年度に実施する予定であった工事について、2021年度以降に延期します(理由)新型コロナによる影響
保安検査場待ち時間表示について	計画内容	現存する待ち時間表示について、その表示場所、表示内容について旅客が見やすく、利用価値があるものに改善を図ります(2019年～2020年)
	変更内容	予測時間(例:2時間後の待ち時間予測)をHP等により案内すること、また第2ターミナルでも待ち時間表示を実施すること、この2つについては2021年度以降に延期します(理由)新型コロナによる影響